

川越市にお住まいの妊婦さん、産婦さんへ

妊娠したら妊婦面談・出産後は新生児訪問を受けましょう！

出産・子育て応援事業の紹介

核家族化が進み、地域の繋がりも希薄になる中で孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくありません。川越市では、安心して出産・子育てができる環境を整備するため、妊娠期から子育て期まで身近で相談・支援を行う伴走型相談支援の充実を図り、経済的支援と一体として実施しています。



出産・子育て応援事業の流れ



伴走型相談支援とは？

[対象者]
全ての妊婦や子育て家庭

妊娠中・出産後に、保健師・助産師等が面談や訪問を行い、相談に応じます。



用意するものや窓口受付時間など詳細についてはこちら

1 妊娠届出後

総合保健センター、川越市民サービスステーションにて、妊娠届出時に妊婦本人と面談を行っています。面談では、妊娠・出産についての疑問や不安に対して相談に応じています。なお、市民課、各市民センターで妊娠届出をした場合は、後日面談を行います。面談は事前予約制です。(LINEで予約可)

2 妊娠8か月ごろ (妊娠32～34週前後)

出産を間近に控え、出産準備や産後のことをより具体的に考え始める時期に、総合保健センターより電話し、産前産後の過ごし方や、利用できるサービスなどを案内します。希望者には面談も行います。

3 出生届出後 (出生～生後4か月ごろ)

生後4か月ごろまでに新生児訪問を行います。出生後、すみやかに出生連絡票(電子申請・妊婦健康診査等助成券綴りにあるピンクのはがき)を出しましょう。新生児訪問では産後の体調や悩み事、母乳・ミルクなどの育児全般について相談に応じます。川越市の育児サービスに関する情報提供も行います。

経済的支援とは？

[対象者]
令和4年4月以降に妊娠・出産された全ての方

妊娠届出後5万円・出生届出後5万円を支給します。妊娠届出後に面談を受け、申請を行うことで妊婦1人につき5万円、出生届出後に新生児訪問を受け、申請を行うことで、生まれた子ども1人につき5万円支給します。



用意するものや窓口受付時間など詳細についてはこちら

出生連絡票の電子申請が始まりました

必ず全てのご家庭に訪問員が訪問します。
出産後は出生連絡票を提出してください。



©川越市 2010

問い合わせ先…川越市健康づくり支援課

伴走型相談支援(地域保健担当)

TEL:049-229-4125 FAX:049-225-1291

経済的支援(出産・子育て応援給付担当) TEL:049-229-4122 FAX:049-225-1291